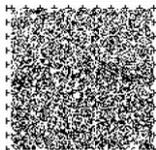


# 1 身体障がい者障がい程度等級表（表の太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す）

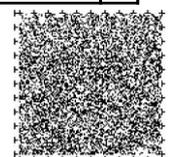
級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又は咀嚼機能の障がい	肢 体	
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢
一級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢大腿の2分の1以上で欠くもの
二級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I/4指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障がい 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢の機能の著しい障がい 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
三級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又は咀嚼機能の著しい障がい	1. 両上肢のおや指及び人さし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及び人さし指の機能の全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障がい 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1. 両下肢をシヨバー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの
四級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又は咀嚼機能の著しい障がい	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及び人さし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したものの 6. おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8. おや指又は人さし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障がい 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
五級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5. 一上肢のおや指及び人さし指の機能の著しい障がい 6. おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
六級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. 人さし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. 人さし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障がい
七級					1. 一上肢の機能の軽度の障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障がい 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4. 人さし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2. 一下肢の機能の軽度の障がい 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障がいと本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、七級に該当する障がいと二以上重複する場合は、六級とする。 3. 異なる等級について二以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指背関節、その他の指については第一指背関節以上を欠くものとする。					



(身体障がい者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号より抜粋)

※7級は手帳の交付はありません。

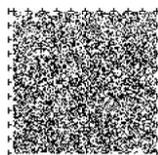
不自由		内 部 障 が い							級 別	
体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい	級 別	
	上肢機能	移動機能								
体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動、失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	一級
1. 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障がいにより立ち上がる事が困難なもの	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動、失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なものに極度に制限されるもの	二級
体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会で日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会で日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	三級
	不随意運動、失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動、失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	四級
体幹機能の著しい障がい	不随意運動、失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動、失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								五級
	不随意運動、失調等により上肢の機能のおとるもの	不随意運動、失調等により移動機能のおとるもの								六級
	上肢に不随意運動、失調等を有するもの	下肢に不随意運動、失調等を有するもの								七級
5. 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいを含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。									備考	



## 2 精神障がい者保健福祉手帳障がい等級判定基準

精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の判定は、(1) 精神疾患の存在の確認、(2) 精神疾患（機能障がい）の状態の確認、(3) 能力障がいの状態の確認、(4) 精神障がいの程度の総合判定という順を追って行われます。障がいの状態の判定に当たっての障がい等級の判定基準は下表のとおりです。

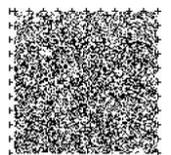
障がい等級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がいの状態
<b>1 級</b> （精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分（感情）障がいによるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状が高度であるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6. 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7. 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。 4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6. 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7. 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）
<b>2 級</b> （精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障がい、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6. 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7. 発達障がいによるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3. 金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない。 4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6. 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）



<p><b>3級</b>  (精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2. 気分(感情)障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</li> <li>3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4. てんかんによるものにあつては、発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの</li> <li>5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6. 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、いずれも軽度のもの</li> <li>7. 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</li> <li>8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>3. 金銭管理や計画的で適切な買い物は概ねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>4. 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいええず不安定である。</li> <li>6. 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</li> <li>7. 社会的な手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</li> <li>8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。  (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</li> </ol>
---	--	--

※精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の判定基準について

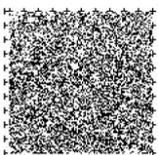
[平成28年3月31日神奈川県精神障がい者保健福祉手帳障がい等級判定基準について(通知)]より



### 3 療育手帳判定基準

(手帳交付自治体により、基準は異なります。)

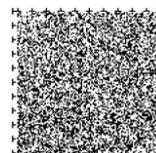
障がい程度		判定の基準
最 重 度	A 1	1. 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下、「指数」という。）が、おおむね20以下のもの。 2. 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障がい者福祉法に基づく障がい等級（以下、「障がい等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの。
重 度	A 2	1. 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。 2. 指数がおおむね36以上50以下のもので、障がい等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中 度	B 1	指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽 度	B 2	1. 指数がおおむね51以上75以下のもの。 2. 指数が境界線級であって、かつ、精神科医による自閉症の診断書があり、県内の児童相談所（横浜市、川崎市、相模原市を除く。）又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。



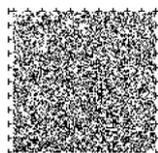
## 4 福祉関係団体

【藤沢市障がい児者団体】 ※連絡先については障がい者支援課へお問い合わせください。

名 称	概 要
藤沢市身体障害者連合会	<p>【目的・内容】</p> <p>藤沢市身体障害者連合会は肢体障害者協会、聴覚障害者協会、視覚障害者福祉協会で組織し、身体障害者の社会的自立に必要な取り組みや福祉の増進を図るとともに、加盟団体の会員の親睦を図ることを目的に活動しています。</p>
藤沢市肢体障害者協会	<p>【目 的】</p> <p>会員相互の親睦と社会的自立に必要な活動や福祉の増進を図る。</p> <p>【主な事業】</p> <p>スポーツや社会見学等を通じた仲間作り 学習会や歩行訓練等を実施し、知識・機能の向上を図る</p>
藤沢市視覚障害者福祉協会	<p>【目 的】</p> <p>視覚障がい者の福祉の向上をはかると共に、会員相互の親睦をはかる。</p> <p>【主な事業】</p> <p>福祉の向上をはかる活動として、藤沢市・神奈川県・厚生労働省などに対し、各種制度改善や新規制度の提案などの要望活動を進めています。また、親睦や福祉に関する基礎知識を深めるための日帰りバス研修旅行、各種学習会や落語・カラオケ交流会を開催しています。その他、市内の関係機関・団体と連携し、スポーツ・娯楽活動など幅広い活動を進めています。</p>
NPO 法人藤沢市聴覚障害者協会	<p>【目 的】</p> <p>会員相互の親睦と福祉の向上を図る。</p> <p>【主な事業】</p> <p>文化・手話講習会、レクレーション事業の実施、手話サークル等、他団体との連携。</p>
藤沢市肢体不自由児者父母の会	<p>【目 的】</p> <p>市内在住の肢体不自由児者の育成と福祉を図る。</p> <p>【主な事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般市民の理解を深める運動（機関誌「飛鳥」の発行）</li> <li>2. 肢体不自由児者に対する施策の推進（手足の不自由な子供を育てる運動への協力）</li> <li>3. 関係官庁並びに関係団体との連絡調整 （講演会や学習会の開催、各種施策委員会への参加）</li> <li>4. 会員相互の親睦と啓発（宿泊研修旅行、クリスマス会）</li> </ol>
藤沢市手をつなぐ育成会 （全国手をつなぐ育成会連合会 藤沢支部）	<p>【目 的】</p> <p>知的障がいのある本人・家族が、それぞれの意思のもと、自分らしく地域の中で生活できるように活動する。</p> <p>【主な事業】</p> <p>研修会・勉強会の開催、 行政への要望提出、 関係諸団体との連携・協力 会報発行と諸行事による会員交流</p>

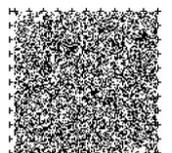


<p>藤沢市自閉症協会 （自閉症児・者親の会 自閉症児・者本人支援部会）</p>	<p>【目 的】 自閉症スペクトラムの人たちの社会参加の実現のために、専門家のほか広く市民全般へ、障がい特性や支援の理解啓発活動を行う。本人活動の中で支援の有効性に気づくことで、健やかな成長と自律的な社会参加を促す。</p> <p>【主な事業】 ・『世界自閉症啓発デー』における「自閉症啓発展」「江の島シーキャンドルBLUE ライトアップイベント」の実施 ・特性理解と支援の勉強会『自閉症スペクトラムを知ろう』 ・藤沢市発達障がい相談支援事業所リート家族教室アドバイザー ・本人支援活動（バスハイク等） ・広報発行や官公庁への要望書提出など。</p>
<p>藤沢ひまわり会</p>	<p>【目 的】 精神障がい者の回復に向けた活動と、家族や支援者が健やかな心を求めて、障がいを乗り越え、励まし合い、力強く生きてゆくための活動をする。</p> <p>【主な事業】 精神保健福祉対策を充実発展させる事業 精神障がい者とその家族の相互扶助と親睦を図る 精神保健福祉の普及啓発のためのセミナー・講演会等の実施</p>
<p>藤沢市オストメイトの会</p>	<p>【目 的】 オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）が生活の質の向上と安心して暮らせる社会を目指す。</p> <p>【主な事業】 公益社団法人日本オストミー協会神奈川支部の下部組織であり、講演会、相談会を実施。電話での相談も受け付ける。</p>
<p>藤沢市腎友会</p>	<p>【目 的】 会員の親睦をはかり、腎臓病患者の社会的、経済的向上を図ることを目指す。</p> <p>【主な事業】 福祉制度の充実、臓器移植の推進、機関誌の発行、医療講演会の開催</p>
<p>藤沢言語友の会</p>	<p>【目 的】 会員相互の親睦を図り、お互い励まし合いながら、快方に向かうよう努力する。</p> <p>【主な事業】 月1回の定例会の開催、失語症に関する啓蒙活動、会報発行等</p>



【ボランティア団体・ボランティアサークル団体】

名 称	問合せ先
藤沢市手話サークル連絡協議会	障がい者支援課 50-3528
筆記通訳サークルふじさわ	障がい者支援課 50-3528
藤沢市点訳奉仕会	点字図書館 44-2662
藤沢市録音奉仕会	点字図書館 44-2662
藤沢市誘導奉仕会サンウォーク	点字図書館 44-2662



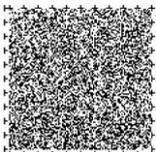
## 5 関係機関一覧

【市・市関係機関①《市役所本庁舎各課 〒251-8601 朝日町1-1/(代)25-1111》】

名 称	電 話	FAX	庁 内 所 在 地
保険年金課	50-3520	50-8413	本庁舎1階
保険年金課 国民年金担当	50-3521	50-8413	本庁舎1階
保険年金課 後期高齢担当	50-3575	50-8413	本庁舎1階
障がい者支援課	50-3528	25-7822	本庁舎2階
高齢者支援課	50-3571	50-8412	本庁舎2階
地域福祉推進課	50-3544	50-8415	本庁舎2階
バックアップふじさわ	50-3533	50-8415	本庁舎2階
福祉総合相談支援センター	50-3544	50-8415	本庁舎2階
福祉総務課	50-8245	50-8441	本庁舎2階
介護保険課	50-8276	50-8443	本庁舎2階
生活支援課	50-3572	50-8414	本庁舎2階
子育て給付課	50-3580	50-8416	本庁舎3階
こども家庭センター	50-3569	50-8428	本庁舎3階
教育指導課	50-3559	50-8424	本庁舎3階
藤沢市学校教育相談センター	50-3550	50-8423	本庁舎3階
市民税課	50-3510	50-8405	本庁舎4階
納税課	50-3570	50-8405	本庁舎4階
市民相談情報課	50-3568	50-8409	本庁舎4階
広報シティプロモーション課	50-3500	24-5929	本庁舎6階
観光課	50-3531	50-8255	本庁舎8階
議会局	50-3566	24-0123	本庁舎9階
住まい暮らし政策課	50-3541	50-8223	分庁舎3階
下水道計画業務課	50-8246	50-8388	分庁舎5階
道路下水道総務課	50-3545	50-8422	分庁舎4階
公園課	50-3535	50-8439	分庁舎6階
消防局警防課情報指令センター	22-8182	22-8184	防災センター3階

【市・市関係機関②《市関係機関、市役所本庁舎以外の課等》】

名 称	電 話	FAX	所 在 地
北部福祉総合相談室	46-0046	46-0053	252-0804 湘南台1-8 湘南台文化センター2階
選挙管理委員会事務局	50-3564	50-8425	分庁舎2階
太陽の家体育館	33-1411	34-4342	251-0037 鵜沼海岸6-6-12
藤沢市点字図書館	44-2662	44-2388	252-0804 湘南台7-18-2 総合市民図書館内
環境事業センター	87-3912	87-9779	252-0816 遠藤2023-17
秩父宮記念体育館	22-5335	28-5749	251-0026 鵜沼東8-2
秋葉台文化体育館	88-1111	88-8687	252-0816
秋葉台公園プール	88-1811	88-0081	遠藤2000-1
八部公園プール	36-1607	36-1754	251-0037 鵜沼海岸6-12-1
石名坂温水プール	82-5131	82-5132	251-0875 本藤沢1-10-1
湘南台文化センターこども館	45-1500	45-1503	252-0804 湘南台1-8
総合市民図書館	43-1111	46-1130	252-0804 湘南台7-18-2
南市民図書館	27-1044	27-1045	251-8570 南藤沢21-1 ODAKYU湘南GATE 6階
辻堂市民図書館	35-0028	36-5186	251-0047 辻堂2-15-8
湘南大庭市民図書館	86-1666	86-1441	251-0861 大庭5406-4
藤沢市南部歯科診療所（藤沢市口腔保健センター内）	26-3310	24-5325	251-0025 鵜沼石上2-10-6
藤沢市北部歯科診療所（藤沢市保健医療センター内）	88-7315	88-7318	251-0861
藤沢市保健医療センター	88-7300	88-7353	大庭5527-1
ふじさわあんしんセンター	55-3055	55-3066	分庁舎1階
バックアップふじさわ社協	47-8131	26-6978	分庁舎1階
藤沢市社会福祉協議会	50-3525	26-6978	分庁舎1階
地域福祉活動センター （ふじさわボランティアセンター）	26-9863	50-3671	分庁舎2階
公益財団法人藤沢市まちづくり協会	46-7788	46-2233	252-0805 円行2-3-17
藤沢市保健所・地域保健課	50-3592	28-2020	251-0022 鵜沼2131-1 藤沢市保健所・南保健センター
地域医療推進課	21-9993	28-2020	
藤沢市保健所・保健予防課	50-3593	28-2121	
健康づくり課	21-7344	28-2280	



【市・市関係機関③《市民センター・公民館 ☆地区福祉窓口》】

名 称	電 話	FAX	所 在 地
六会市民センター ☆地区福祉窓口	81 - 6677	83 - 2298	252-0813 亀井野4-8-1
片瀬市民センター ☆地区福祉窓口	27 - 2711	25 - 8907	251-0032 片瀬3-9-6
明治市民センター ☆地区福祉窓口	34 - 3444	33 - 5727	251-0042 辻堂新町1-11-23
御所見市民センター ☆地区福祉窓口	48 - 1002	48 - 5807	252-0824 打戻1760-1
遠藤市民センター ☆地区福祉窓口	87 - 3009	87 - 3008	252-0816 遠藤2984-3
長後市民センター ☆地区福祉窓口	44 - 1622	46 - 7034	252-0801 長後513
辻堂市民センター ☆地区福祉窓口	34 - 8661	34 - 4187	251-0046 辻堂西海岸2-1-17
善行市民センター ☆地区福祉窓口	81 - 4431	81 - 4441	251-0871 善行1-2-3
湘南大庭市民センター ☆地区福祉窓口	87 - 1111	87 - 1110	251-0861 大庭5406-1
湘南台市民センター ☆地区福祉窓口	45 - 1600	45 - 1604	252-0804 湘南台1-8
鶴沼市民センター ☆地区福祉窓口	33 - 2001	33 - 2203	251-0037 鶴沼海岸2-10-34
六会市民センター石川分館 ☆地区福祉窓口	88 - 5600	88 - 5700	252-0815 石川1-1-22
村岡市民センター ☆地区福祉窓口	23 - 0634	23 - 0641	251-0016 弥勒寺1-7-7
藤沢市民センター	22 - 0019	22 - 0293	251-0053 本町1-1 2-1 7

藤沢市民センターには、地区福祉窓口はありませんので、ご注意ください。

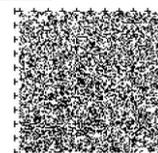
【県・県関係機関】

名 称	電 話	FAX	所 在 地
神奈川県藤沢県税事務所	26 - 2111	25 - 6289	251-8534 鶴沼石上2-7-1
神奈川県立総合療育相談センター	84 - 5700	80 - 1901	252-0813 亀井野3119
神奈川県中央児童相談所	84 - 1600	84 - 2970	
神奈川県聴覚障害者福祉センター	27 - 1911	27 - 1225	251-8533 藤沢933-2
藤沢警察署	24 - 0110		251-0028 本鶴沼4-1-8
藤沢北警察署	45 - 0110		252-0805 円行2-5-1
藤沢市交通安全協会	26 - 0100		251-0028 本鶴沼4-1-8
藤沢北交通安全協会	45 - 8110		252-0805 円行2-5-2
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	27 - 1211	25 - 2079	251-0025 鶴沼石上2-6-1
神奈川県立総合教育センター	81 - 0188		251-0871 善行7-1-1
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	045 - 210 - 4703	045 - 201 - 2051	231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 障害者雇用促進グループ	045 - 210 - 5871	045 - 210 - 8873	
神奈川県警察本部地域部通信指令課	045 - 211 - 1212		231-8403 横浜市中区海岸通2-4
神奈川県警察運転免許センター 運転教育課 適性審査係	045 - 365 - 3111	045 - 363 - 7816	241-0815 横浜市中区中尾1-1-1
自動車税管理事務所湘南駐在事務所	0463 - 54 - 2011	0463 - 53 - 2888	254-0082 平塚市東豊田369-12
かながわ成年後見推進センター	045 - 534 - 6045	045 - 314 - 3472	221-0825 横浜市中区神奈川区反町3-17-2 神奈川社会福祉センター内
かながわともしびセンター/かながわボランティアセンター	045 - 312 - 4813 045 - 312 - 4815	045 - 312 - 6307	221-0835 横浜市中区神奈川区鶴屋町2-24-2
小児療育相談センター	045 - 321 - 1721	045 - 321 - 3037	221-0822 横浜市中区神奈川区西神奈川1-9-1
神奈川県ライトセンター	045 - 364 - 0023	045 - 364 - 0027	241-8585 横浜市中区二俣川1-80-2
神奈川県精神保健福祉センター	045 - 821 - 8822	045 - 821 - 1711	233-0006 横浜市中区港南区岸が谷2-5-2
一般社団法人かながわ土地建物保全協会	045 - 201 - 9961		231-8613 横浜市中区日本大通33

【国の機関・その他】

名 称	電 話	FAX	所 在 地
藤沢税務署	22 - 2141	-	251-8566 朝日町1-11
藤沢年金事務所	50 - 1151	50 - 1242	251-8586 藤沢1018
ハローワーク藤沢	23 - 8609	25 - 4714	251-0054 朝日町5-12
藤沢郵便局	0570 - 200 - 170	-	251-8799 藤沢115-2
藤沢北郵便局	0570 - 033 - 781	-	252-0899 高倉1220
NHK横浜放送局	045 - 212 - 2822	045 - 522 - 3044 (受信料について)	231-8324 横浜市中区山下町281

※所在地・電話番号等、変更がある可能性がありますのであらかじめご了承ください。



## 6 藤沢バリアフリーマップ

藤沢市では藤沢市内の駅、公共施設、商業施設、観光施設等のトイレや移動に関するバリアフリーの情報をまとめた「藤沢バリアフリーマップ」を作成しています。

藤沢バリアフリーマップ

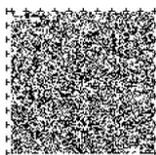
☆藤沢市のホームページでご覧いただけます。

※検索サイトから

藤沢バリアフリーマップ と検索してください。



藤沢バリアフリーマップ



# 障がい者差別解消法を知っていますか？

こんなことで困ったことはありませんか？

- 障がいがあることを理由に入会を断られた。
- 本人を無視して、付き添いの人だけにしか話をしてくれなかった。
- 盲導犬を同伴していることを理由に、入場を断られた。
- 聴覚に障がいがあることを伝えたのに、電話での申込方法しか案内がなかった。
- 視覚に障がいがあることを伝えたのに、書面の読み上げをせず、文書を渡された。

障がい者差別解消法では、行政機関や会社・お店などの事業者に対して「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮の提供」の義務を定めています。合理的配慮の提供について、これまで努力義務とされていた、会社やお店などの民間事業者も、2024年（令和6年）4月から、行政機関と同様、合理的配慮の提供が法的に義務化されています。

### ◎「不当な差別的取扱い」とは？

国・都道府県・市町村などの行政機関や会社・お店などの事業者が、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを「不当な差別的取扱い」といい、禁止されています。

### ◎「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人（家族や支援者を含む）から申し出があったときに、負担が重すぎない範囲で、状況に合わせた配慮を行うことが定められています。

※ この法律が禁止しているのは、行政機関や会社・お店などによる差別です。この法律は、一人ひとりの考えを罰することはありません。



問い合わせ

障がい者支援課 電話：50-3528 FAX：25-7822

